

令和 4 年度 第 1 期 論文式民法試験問題

受験上の注意事項

- 1 監督者の指示がある前に、この問題を開くことを禁止します。
- 2 試験開始の合図により、解答を始めてください。この試験では、六法を貸与し、その使用を許可します。
- 3 試験開始の合図の後、印刷不鮮明等に気付いた場合は、黙って手を挙げ、監督者に申し出てください。
- 4 解答は、答案用紙に黒インクのペン又はボールペンにより書いてください。
消せるボールペンや時間の経過により字が消えるボールペンは使用しないでください。また、鉛筆は不可です。
- 5 試験時間は60分です。
試験開始後20分以内及び試験終了前5分間は、答案の提出及び試験室からの退出はできません。それ以外の時間に退出（途中退出）する場合には、黙って手を挙げ、自席で答案及び問題を監督者に渡してから退出してください。
- 6 この問題は、試験終了後、持ち帰ることができます。
- 7 次のもの以外は机の上に置かないでください。
受験票、筆記具、時計（計算機能等のないものに限る。）、眼鏡。
受験票は、氏名、受験番号が記載されている面を表にして、監督者が見やすい位置に置いてください。なお、上記以外のものについては、監督者の許可を得てください。
- 8 問題検討のためのラインマーカー及び色鉛筆の使用は、問題用紙に限り認めます。
- 9 携帯電話等は、必ず電源を切って鞆等にしまってください。
- 10 試験室内では、耳栓の使用はできません。
- 11 試験時間中の発病等やむを得ない場合には、黙って手を挙げ、監督者の指示に従ってください。
- 12 試験時間中の喫煙や飲食（ガム等を含む。）は、禁止します。
- 13 試験終了の合図とともに、直ちに筆記具を置き、監督者の指示を待ってください。
- 14 不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、試験を停止し、合格の決定を取り消すことがあります。

〔民 法〕

次の【事実】を読んで、後の〔設問〕に答えなさい。各設問は独立したものとする。

I

【事実】

1. 平成31年1月15日、Aは、自己所有の土地（以下「本件土地」という）を建物所有目的でBに賃貸した（借地権の登記はされていない）。Bは、令和元年7月20日に本件土地に居住用の建物（以下「本件建物1」という）を建築した。
2. 令和元年7月30日、Bは自分が病弱であるため将来のことを考えて、本件建物1についてBの長男Dの名義で所有権保存登記をした。
3. 令和3年2月8日、AはCに借地権のない土地として本件土地を売却し、同日、登記名義もCに移転した。Cは、本件土地の上に店舗を建ててレストランの経営を予定していたが、本件土地を購入する際、現地検分をしていなかった。

〔設問1〕

【事実】1から3までを前提として、令和3年2月18日、CはBに対して、本件建物1の収去と本件土地の明渡しを請求することができるかを論じなさい。

II

【事実】1の後に、以下の事実があった。【事実】2及び3は考えなくてよい。

【事実】

4. 令和元年7月30日、Bは、本件建物1についてB名義で所有権保存登記をした。
5. 令和2年2月6日、隣家からの類焼により本件建物1は全焼した。その際、Bは本件土地を更地にしただけで、他に特段の措置は講じなかった。
6. 令和2年8月18日、Bは本件土地において新たな建物（以下「本件建物2」という）の建築に着手した。
7. 令和2年12月28日、AはCに借地権のない土地として本件土地を売却し、同日、登記名義もCに移転した。Cは、本件土地の上に店舗を建ててレストランの経営を予定していたが、本件土地を購入する際、本件建物2が建築途中であることを知っていた。
8. 令和3年2月1日、本件建物2が完成し、同月20日、本件建物2についてB名義での所有権保存登記をした。

〔設問 2〕

【事実】 1 及び、 4 から 8 までを前提として、 C は B に対し、 本件建物 2 の収去と本件土地の明渡しを請求することができるかを論じなさい。

